

省エネ適合性判定料金表

別表2 判定料金等(床面積を問わないもの)(へ)

(消費税込)(へ)

区分番号	項目	適用単位	適用金額		
			適合判定	計画変更	軽微変更該当証明
(1)	建築物のすべてが計算対象外の室のみで構成されている場合	申請1件	33,000円	33,000円	33,000円
(2)	モデル建物法により計算を行う建築物で、計算対象となる室がない場合	申請1件	33,000円	33,000円	33,000円
(3)	センターに建築物エネルギー消費性能確保計画と建築物省エネルギー性能表示制度(BELS)の評価申請が同時に提出された場合	申請1件	11,000円	11,000円	11,000円

※1 計画変更及び軽微変更該当証明については、当該変更により、(1)～(3)に該当することとなるものを含み、当該変更時に(1)～(3)に該当しなくなるものを除く。

【参考】別表2 判定料金等(床面積を問わないもの)

(消費税別)

区分番号	項目	適用単位	適用金額		
			適合判定	計画変更	軽微変更該当証明
(1)	建築物のすべてが計算対象外の室のみで構成されている場合	申請1件	30,000円	30,000円	30,000円
(2)	モデル建物法により計算を行う建築物で、計算対象となる室がない場合	申請1件	30,000円	30,000円	30,000円
(3)	センターに建築物エネルギー消費性能確保計画と建築物省エネルギー性能表示制度(BELS)の評価申請が同時に提出された場合	申請1件	10,000円	10,000円	10,000円

※1 計画変更及び軽微変更該当証明については、当該変更により、(1)～(3)に該当することとなるものを含み、当該変更時に(1)～(3)に該当しなくなるものを除く。

別表3-1 判定料金等(床面積により算定するもの)(へ)

(消費税込)

対象条件							
(1) 別表2以外の適合判定 (2) 別表2以外の計画変更又は軽微変更該当証明で、直前の適合判定通知書をセンター以外から受けている場合							
区分 番号	床面積の合計 (対象となる床面積の算定 方法は別表4による)	評価方法 (一の申請において、複数の評価方法、複数の用途区分及びモデル 建物法において複数の「モデル建物」による計算をおこなう場 合は別表5による)					
		モデル建物法			標準入力法等		
	用途区分 (別表6による)	区分A	区分B	区分C	区分A	区分B	区分C
(1)	1,000㎡未満	264,000円	187,000円	88,000円	473,000円	363,000円	143,000円
(2)	1,000㎡以上 2,000㎡未満	308,000円	231,000円	88,000円	594,000円	484,000円	143,000円
(3)	2,000㎡以上 3,000㎡未満	352,000円	275,000円	110,000円	693,000円	616,000円	165,000円
(4)	3,000㎡以上 4,000㎡未満	385,000円	308,000円	121,000円	737,000円	649,000円	176,000円
(5)	4,000㎡以上 5,000㎡未満	407,000円	341,000円	143,000円	781,000円	693,000円	198,000円
(6)	5,000㎡以上 10,000㎡未満	495,000円	407,000円	198,000円	869,000円	814,000円	253,000円

※1 上表に定めのない規模の料金は、別途見積りとする。

※2 標準入力法等には、主要室入力法及びBEST省エネツール（誘導基準認定ツール）による計算を含む。

【参考】別表3-1 判定料金等(床面積により算定するもの)(へ)

(消費税別)

対象条件							
(1) 別表2以外の適合判定 (2) 別表2以外の計画変更又は軽微変更該当証明で、直前の適合判定通知書をセンター以外から受けている場合							
区分 番号	床面積の合計 (対象となる床面積の算定 方法は別表4による)	評価方法 (一の申請において、複数の評価方法、複数の用途区分及びモデル 建物法において複数の「モデル建物」による計算をおこなう場 合は別表5による)					
		モデル建物法			標準入力法等		
	用途区分 (別表6による)	区分A	区分B	区分C	区分A	区分B	区分C
(1)	1,000㎡未満	240,000円	170,000円	80,000円	430,000円	330,000円	130,000円
(2)	1,000㎡以上 2,000㎡未満	280,000円	210,000円	80,000円	540,000円	440,000円	130,000円
(3)	2,000㎡以上 3,000㎡未満	320,000円	250,000円	100,000円	630,000円	560,000円	150,000円
(4)	3,000㎡以上 4,000㎡未満	350,000円	280,000円	110,000円	670,000円	590,000円	160,000円
(5)	4,000㎡以上 5,000㎡未満	370,000円	310,000円	130,000円	710,000円	630,000円	180,000円
(6)	5,000㎡以上 10,000㎡未満	450,000円	370,000円	180,000円	790,000円	740,000円	230,000円

※1 上表に定めのない規模の料金は、別途見積りとする。

※2 標準入力法等には、主要室入力法及びBEST省エネツール（誘導基準認定ツール）による計算を含む。

別表3-2 計画変更料金(床面積により算定するもの)(へ)

(消費税込)

対象条件							
別表2以外の計画変更で、直前の適合判定通知書をセンターで受けている場合 (計画変更において、別表2項目(1)～(3)に該当しなくなった場合を含む)							
区分 番号	床面積の合計		評価方法				
	(対象となる床面積の算定 方法は別表4による)		(一の申請において、複数の評価方法、複数の用途区分及びモデル 建物法において複数の「モデル建物」による計算をおこなう場 合は別表5による)				
			モデル建物法			標準入力法等	
用途区分 (別表6による)	区分A	区分B	区分C	区分A	区分B	区分C	
(1)	1,000㎡未満	237,600円	168,300円	79,200円	425,700円	326,700円	128,700円
(2)	1,000㎡以上 2,000㎡未満	277,200円	207,900円	79,200円	534,600円	435,600円	128,700円
(3)	2,000㎡以上 3,000㎡未満	316,800円	247,500円	99,000円	623,700円	554,400円	148,500円
(4)	3,000㎡以上 4,000㎡未満	346,500円	277,200円	108,900円	663,300円	584,100円	158,400円
(5)	4,000㎡以上 5,000㎡未満	366,300円	306,900円	128,700円	702,900円	623,700円	178,200円
(6)	5,000㎡以上 10,000㎡未満	445,500円	366,300円	178,200円	782,100円	732,600円	227,700円

※1 上表に定めのない規模の料金は、別途見積りとする。

※2 標準入力法等には、主要室入力法及びBEST省エネツール（誘導基準認定ツール）による計算を含む。

【参考】別表3-2 計画変更料金(床面積により算定するもの)(へ)

(消費税別)

対象条件							
別表2以外の計画変更で、直前の適合判定通知書をセンターで受けている場合 (計画変更において、別表2項目(1)～(3)に該当しなくなった場合を含む)							
区分 番号	床面積の合計		評価方法				
	(対象となる床面積の算定 方法は別表4による)		(一の申請において、複数の評価方法、複数の用途区分及びモデル 建物法において複数の「モデル建物」による計算をおこなう場 合は別表5による)				
			モデル建物法			標準入力法等	
用途区分 (別表6による)	区分A	区分B	区分C	区分A	区分B	区分C	
(1)	1,000㎡未満	216,000円	153,000円	72,000円	387,000円	297,000円	117,000円
(2)	1,000㎡以上 2,000㎡未満	252,000円	189,000円	72,000円	486,000円	396,000円	117,000円
(3)	2,000㎡以上 3,000㎡未満	288,000円	225,000円	90,000円	567,000円	504,000円	135,000円
(4)	3,000㎡以上 4,000㎡未満	315,000円	252,000円	99,000円	603,000円	531,000円	144,000円
(5)	4,000㎡以上 5,000㎡未満	333,000円	279,000円	117,000円	639,000円	567,000円	162,000円
(6)	5,000㎡以上 10,000㎡未満	405,000円	333,000円	162,000円	711,000円	666,000円	207,000円

※1 上表に定めのない規模の料金は、別途見積りとする。

※2 標準入力法等には、主要室入力法及びBEST省エネツール（誘導基準認定ツール）による計算を含む。

別表3-3 軽微変更該当証明料金(床面積により算定するもの)(へ)

(消費税込)

対象条件							
別表2以外の軽微変更該当証明で、直前の適合判定通知書をセンターで受けている場合 (軽微変更該当証明において、別表2項目(1)～(3)に該当しなくなった場合を含む)							
区分 番号	床面積の合計 (対象となる床面積の算定 方法は別表4による)	評価方法 (一の申請において、複数の評価方法、複数の用途区分及びモデル 建物法において複数の「モデル建物」による計算をおこなう場 合は別表5による)					
		モデル建物法			標準入力法等		
	用途区分 (別表6による)	区分A	区分B	区分C	区分A	区分B	区分C
(1)	1,000㎡未満	184,800円	130,900円	61,600円	331,100円	254,100円	100,100円
(2)	1,000㎡以上 2,000㎡未満	215,600円	161,700円	61,600円	415,800円	338,800円	100,100円
(3)	2,000㎡以上 3,000㎡未満	246,400円	192,500円	77,000円	485,100円	431,200円	115,500円
(4)	3,000㎡以上 4,000㎡未満	269,500円	215,600円	84,700円	515,900円	454,300円	123,200円
(5)	4,000㎡以上 5,000㎡未満	284,900円	238,700円	100,100円	546,700円	485,100円	138,600円
(6)	5,000㎡以上 10,000㎡未満	346,500円	284,900円	138,600円	608,300円	569,800円	177,100円

※1 上表に定めのない規模の料金は、別途見積りとする。

※2 標準入力法等には、主要室入力法及びBEST省エネツール（誘導基準認定ツール）による計算を含む。

【参考】別表3-3 軽微変更該当証明料金(床面積により算定するもの)(へ)

(消費税別)

対象条件							
別表2以外の軽微変更該当証明で、直前の適合判定通知書をセンターで受けている場合 (軽微変更該当証明において、別表2項目(1)～(3)に該当しなくなった場合を含む)							
区分 番号	床面積の合計 (対象となる床面積の算定 方法は別表4による)	評価方法 (一の申請において、複数の評価方法、複数の用途区分及びモデル 建物法において複数の「モデル建物」による計算をおこなう場 合は別表5による)					
		モデル建物法			標準入力法等		
	用途区分 (別表6による)	区分A	区分B	区分C	区分A	区分B	区分C
(1)	1,000㎡未満	168,000円	119,000円	56,000円	301,000円	231,000円	91,000円
(2)	1,000㎡以上 2,000㎡未満	196,000円	147,000円	56,000円	378,000円	308,000円	91,000円
(3)	2,000㎡以上 3,000㎡未満	224,000円	175,000円	70,000円	441,000円	392,000円	105,000円
(4)	3,000㎡以上 4,000㎡未満	245,000円	196,000円	77,000円	469,000円	413,000円	112,000円
(5)	4,000㎡以上 5,000㎡未満	259,000円	217,000円	91,000円	497,000円	441,000円	126,000円
(6)	5,000㎡以上 10,000㎡未満	315,000円	259,000円	126,000円	553,000円	518,000円	161,000円

※1 上表に定めのない規模の料金は、別途見積りとする。

※2 標準入力法等には、主要室入力法及びBEST省エネツール（誘導基準認定ツール）による計算を含む。

別表4 対象床面積の算定方法 (へ)

項目		算定方法
(1)	通常	対象建築物の確認申請書第4面【12.床面積】【ロ.合計】の合計面積
(2)	計算対象外の室がある場合	(1)の面積から、計算対象外の室の面積の合計を除いた面積
(3)	住宅部分がある場合	(1)の面積から、住宅部分の面積の合計を除いた面積
(4)	増改築の場合	(1)の面積。ただし、既存部分のBEIをデフォルト値で設定する場合、(1)の面積から、デフォルト値を設定した部分の面積の合計を除いた面積

※1 算定において、(2)から(4)の複数に該当する場合、各項目において除くことができる面積の合計を(1)から除いた面積とする。

※2 センターが、本表の適用が著しく不合理であると認めた場合、別途判断する。

別表5 複数の評価方法、用途区分等の場合の算定方法 (へ)

項目		算定方法
(1)	モデル建物法と標準入力法等を併用する場合	モデル建物法の部分と、標準入力法等の部分が、それぞれ別の一の申請となされたものとして、別表3-1から別表3-3において算定し、料金はその合計とする。
(2)	別表6による用途区分が区分Aから区分Cの複数の用途に該当する場合	①区分Aが含まれる場合、区分Aとする。 ②①以外で、区分Bが含まれる場合、区分Bとする。
(3)	モデル建物法において、複数の「モデル建物」による計算を行う場合	算定において使用する「モデル建物」の数=nとした場合、次の式で算定した金額とする。 $(n-1) \times 30,000$ 円

※1 算定において、(1)から(3)の複数の項目に該当する場合、(1)で一の申請とした各部分に対してそれぞれ別に(2)及び(3)を適用して合算するものとし、(2)及び(3)に該当する場合は、それぞれを適用した結果を合算して算定するものとする。

※2 標準入力法等には、主要室入力法及びBEST省エネツール（誘導基準認定ツール）による計算を含む。

※3 標準入力法等を一の計算で行わない場合、(3)を準用する。

※4 センターが、本表の適用が著しく不合理であると認めた場合、別途判断する。

別表6 用途区分 (へ)

	建築物又は建築物の部分の用途の区分 (確認申請書第4面に記載される用途)	用途を示す記号	区分
(1)	一戸建ての住宅	08010	対象外
(2)	長屋	08020	対象外
(3)	共同住宅	08030	対象外
(4)	寄宿舎	08040	対象外
(5)	下宿	08050	対象外
(6)	住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの	08060	区分B
(7)	幼稚園	08070	区分B
(8)	小学校	08080	区分B
(9)	義務教育学校	08082	区分B
(10)	中学校、高等学校又は中等教育学校	08090	区分B
(11)	特別支援学校	08100	区分B

(12)	大学又は高等専門学校	08110	区分B
(13)	専修学校	08120	区分B
(14)	各種学校	08130	区分B
(15)	幼保連携型認定こども園	08132	区分B
(16)	図書館その他これに類するもの	08140	区分A
(17)	博物館その他これに類するもの	08150	区分A
(18)	美術館その他これに類するもの	08152	区分A
(19)	神社、寺院、教会その他これらに類するもの	08160	区分A
(20)	老人ホーム、福祉ホームその他これに類するもの	08170	区分A
(21)	保育所その他これに類するもの	08180	区分B
(22)	助産所（入所する者の寝室があるものに限る。）	08190	区分A
(23)	助産所（入所する者の寝室がないものに限る。）	08192	区分A
(24)	児童福祉施設等（建築基準法施行令第19条第1項に規定する児童福祉施設等をいい、前4項に掲げるものを除く。次項において同じ。） （入所する者の寝室があるものに限る。）	08210	区分A
(25)	児童福祉施設等（入所する者の寝室がないものに限る。）	08220	区分B
(26)	公衆浴場（個室付浴場業に係る公衆浴場を除く。）	08230	区分A
(27)	診療所（患者の収容施設のあるものに限る。）	08240	区分A
(28)	診療所（患者の収容施設のないものに限る。）	08250	区分A
(29)	病院	08260	区分A
(30)	巡査派出所	08270	区分B
(31)	公衆電話所	08280	※1
(32)	郵便法（昭和22年法律第165号）の規定により行う郵便の業務の用に供する施設	08290	区分B
(33)	地方公共団体の支庁又は支所	08300	区分B
(34)	公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上家	08310	※1
(35)	建築基準法施行令第130条の4第5号に基づき建設大臣が指定する施設	08320	※1
(36)	税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの	08330	区分B
(37)	工場（自動車修理工場を除く。）	08340	区分C
(38)	自動車修理工場	08350	区分C
(39)	危険物の貯蔵又は処理に供するもの	08360	区分C
(40)	ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場	08370	区分A
(41)	体育館又はスポーツの練習場（前項に掲げるものを除く。）	08380	区分A
(42)	マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの又はカラオケボックスその他これらに類するもの	08390	区分A
(43)	ホテル又は旅館	08400	区分A
(44)	自動車教習所	08410	区分B
(45)	畜舎	08420	※1
(46)	堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場	08430	区分C
(47)	日用品の販売を主たる目的とする店舗	08438	区分B
(48)	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（前項に掲げるもの、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とするものを除く。）	08440	区分B

(49)	飲食店（次項に掲げるもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とするものを除く。）	08450	区分B
(50)	食堂又は喫茶店	08452	区分B
(51)	理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）、自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものを除く。）で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設	08456	区分B
(52)	銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗	08458	区分B
(53)	物品販売業を営む店舗以外の店舗（前2項に掲げるものを除く。）	08460	区分B
(54)	事務所	08470	区分B
(55)	映画スタジオ又はテレビスタジオ	08480	区分A
(56)	自動車車庫	08490	※1
(57)	自転車駐車場	08500	※1
(58)	倉庫業を営む倉庫	08510	区分C
(59)	倉庫業を営まない倉庫	08520	区分C
(60)	劇場、映画館又は演芸場	08530	区分A
(61)	観覧場	08540	区分A
(62)	公会堂又は集会場	08550	区分A
(63)	展示場	08560	区分A
(64)	料理店	08570	区分B
(65)	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー	08580	区分B
(66)	ダンスホール	08590	区分A
(67)	個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの	08600	区分A
(68)	卸売市場	08610	区分C
(69)	火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設	08620	区分C
(70)	農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの	08630	区分C
(71)	農業の生産資材の貯蔵に供するもの	08640	区分C

(72)	田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗、当該農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店又は自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（当該農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。）で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）	08650	区分B
(73)	その他	08990	※2

※1 申請建築物が、当該用途を含む複数用途建築物であり、適用除外とならない場合は、適用される用途区分の料金の対象とする。

※2 建築物の具体的な用途により、区分Aから区分Cの中でセンターが指定する区分とする。

別表7 その他料金(へ)

(消費税込)

	項目	適用単位	料金
(1)	引受承諾書交付後、提出者等の都合により、評価の対象とする室又は設備の変更を行う場合	変更により再提出する計算書1件	33,000円
(2)	所管行政庁の指示等の対象となり、所管行政庁に図書等の送付を要する場合	送付1回	11,000円
(3)	適合判定通知書又は軽微変更該当証明書を再発行する場合	発行1通	5,500円

【参考】別表7 その他料金(へ)

(消費税別)

	項目	適用単位	料金
(1)	引受承諾書交付後、提出者等の都合により、評価の対象とする室又は設備の変更を行う場合	変更により再提出する計算書1件	30,000円
(2)	所管行政庁の指示等の対象となり、所管行政庁に図書等の送付を要する場合	送付1回	10,000円
(3)	適合判定通知書又は軽微変更該当証明書を再発行する場合	発行1通	5,000円

別表8 謄本等請求料金(～)

(消費税込) (～)

	種類	請求内容	適用単位	料金
(1)	謄本	財産目録、貸借対照表、損益計算書、事業報告書の一式	1通	2,200円
(2)	抄本	謄本請求内容の一部	1部	550円

【参考】別表8 謄本等請求料金(～)

(消費税別)

	種類	請求内容	適用単位	料金
(1)	謄本	財産目録、貸借対照表、損益計算書、事業報告書の一式	1通	2,000円
(2)	抄本	謄本請求内容の一部	1部	500円